

県内高齢者施設を運営する法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長  
(公印省略)

鳥取県社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金交付要綱の一部改正および提出期限について (通知)

本県の高齢者福祉施策の推進について、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
今般の県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を受け、社会福祉施設等が行うPCR検査等への支援について、下記の通り一部改正します。当補助金の活用により、検査体制の一層の強化を図っていただきますようお願いいたします。

補助金の交付申請手続き等については、当課ホームページを御確認下さい。

(担当：介護保険・施設担当 阿部 電話0857-26-7175)

記

1 改正内容

(1) 対象期間について

改正前	改正後
1. 令和5年2月1日以降に実施した検査を補助対象とする。	全職員等を対象とする一斉検査、定期検査等も補助対象とする。 <b>※当面の間の措置</b>
2. 全職員等を対象とする一斉検査、定期検査等も補助対象とする。	
※令和5年5月7日までの時限措置	

(2) 補助限度額について

改正前	改正後
社会福祉施設等の職員等1人・検査1回当たり <u>2万円</u>	社会福祉施設等の職員等1人・検査1回当たり <u>13,700円</u>

2 提出期限

令和5年5月31日(水) ※令和5年4月検査実施分

令和5年6月30日(金) ※令和5年5月検査実施分

令和5年7月31日(月) ※令和5年6月検査実施分

※領収書等の資料が揃わない等、やむを得ない事情により提出期限に間に合わない場合は必ず事前にご相談ください。事務遅延・提出漏れ等を理由とする期限超過は原則認められません。

※7月実施以降分については、改めて通知します。

3 提出書類について

・従来の提出書類に加えて4月検査実施分から5名以上の陽性者を確認し、福祉・医療施設感染対策センターへ報告している場合は報告様式の写しを添付してください。

・4月検査実施分から所要額調書の様式が変更になっていますので当補助金ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/295490.htm>)をご参照の上、新様式をご使用ください。

4 提出先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 介護保険・施設担当 阿部 宛

住所：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp